

熊本市商店街出店支援事業費補助金



募集要領



1. 事業の目的

物価高騰等の影響を受ける中、商店街の空き店舗への出店を促進し、商店街の活性化や賑わい創出を図るため、中小企業者が商店街エリアにある空き店舗を活用して小売業、飲食業又はサービス業のいずれかの店舗を出店する事業に対して、改装費等の一部を補助します。

2. 募集期間

令和6年（2024年）5月1日（水）～ 令和6年（2024年）6月28日（金）[17時必着]

※土・日・祝祭日を除きます。

※審査会（書面審査）にて予算の範囲内で採択者を決定します（5件程度を想定）。

3. 補助対象者

補助対象となる空き店舗に出店する中小企業者で、次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- (1) **熊本市内の商店街の地区に所在する空き店舗の所有者と令和6年（2024年）5月1日（水）以降に賃貸借契約を締結した事業者**（ただし、空き店舗の所有者本人が出店する場合等、特別な事情がある場合は、この限りではない。）

※商業施設等のテナント型店舗は対象外です。

※商店街団体については、熊本市ホームページよりご確認ください。ご不明な場合は、店舗住所をご確認の上、商業金融課へお尋ねください。

- (2) 熊本市内の商店街の地区からの移転でない事業者
- (3) 空き店舗で小売業、飲食業、サービス業のいずれかを営む事業者（ただし、事務所機能のみの出店は除く。）
- (4) 出店エリアの商店街団体からの推薦があり、当該商店街団体に加盟するなど、積極的に商店街団体の活動に参加するよう努める事業者



ただし、次に該当する場合は、補助対象となりません。

- 市税の滞納がある場合
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項から同条第10項の対象となる営業を行う場合
- 政治活動又は宗教活動を行う場合
- 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する場合

▼ 小売、飲食、サービス業とは、下表に該当する業種のとおり。

※開業に際して、法律に基づく資格等が必要な場合には、必ず当該資格を取得してください。

区分	日本標準産業分類上の分類
小売業 飲食業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（飲食料品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他の小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報制作・配給業） 小分類412（音声情報制作業） 小分類415（広告制作業） 小分類416（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業） 大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類693（駐車場業） 中分類70（物品賃貸業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類75（宿泊業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） ※ただし、小分類791（旅行業）は除く 大分類O（教育、学習支援業） 大分類P（医療、福祉） 大分類Q（複合サービス事業） 大分類R（サービス業<他に分類されないもの>）

4. 補助対象経費

交付決定後に契約、発注及び支払いを行い、令和7年（2025年）2月28日（金）までに、改装工事及び支払いが完了し、かつ、実績報告を提出できる次の経費が補助対象となります。

(1) 店舗の改装に要する内装、外装、**設備**等の工事費

⇒「設備」とは、店舗の外壁、内壁、床又は天井に固定されるもので、設置に伴い工事を必要とするもの（店舗の看板、照明、シンク、トイレ、カウンター、空調設備等）です。

(2) 上記(1)に伴う既存設置物の処分費

(3) 上記(1)に伴う設計費

(4) 家賃（上限2か月分）

- (5) 礼金
- (6) 仲介手数料
- (7) その他市長が特に必要と認めるもの



上記の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助対象外となります。

- (1) 備品、消耗品の購入・設置に係る費用
- (2) 交付決定前に契約・発注及び支払いしている改装費等（当該空き店舗の賃貸借契約に当たり、交付決定前に支払う必要のある家賃、礼金及び仲介手数料を除く。）
- (3) 建築基準法、消防法その他法令に違反する改装費
- (4) 以下のいずれかに該当する者に係る家賃、礼金及び仲介手数料
 - ア 空き店舗の所有者本人
 - イ 空き店舗の所有者が個人の場合には2親等以内の親族である者
 - ウ 空き店舗の所有者が法人である場合には役員または従業員の身分を有する者
- (5) 消費税及び地方消費税
- (6) 国、県その他の団体の補助又は熊本市の他の補助制度において補助を受けている場合の同一補助対象経費



交付決定前に補助申請経費について着手（発注）が必要な場合は、事前着手申請書（様式第8号）を提出し、市の承認を受けてください。

※事前着手申請は、応募申請の採択審査には一切影響しません。

※事前着手を承認する場合は、事前着手承認通知書により通知します。承認日以降に着手する経費を補助対象とします。

※事業着手が承認され、その後採択審査の結果、補助金交付候補者として採択された場合でも、事前着手承認前に契約（発注）・購入等を行った経費については、補助対象経費として認められません。また、補助対象経費については、交付申請時に認められたものに限りです。

※事前着手届出が承認された場合でも、採択審査の結果、不採択となったときは、本補助金の交付を受けることはできません。また、これにより生じる損失等について、熊本市は一切の責任を負いません。

5. 補助率・補助限度額

補助率：2分の1、補助限度額：100万円

※補助金額の算出において、千円未満の端数は切り捨てとします。

※補助率、補助限度額を超える部分は、申込者の負担となります。

6. 交付の条件



交付の条件に違反した場合、補助金を返還していただくことがあります。

- (1) 遅くとも交付確定の日から30日以内に当該店舗にて事業活動を開始すること。
「交付確定の日」は、「8. 補助金交付までのながれ」にある「交付確定・通知」の日を指します。
- (2) 当該店舗にて事業活動を開始した日から24月以内に事業廃止、移転、譲渡等をしないこと。
- (3) 交付申込書に記載した事項を変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。）は、

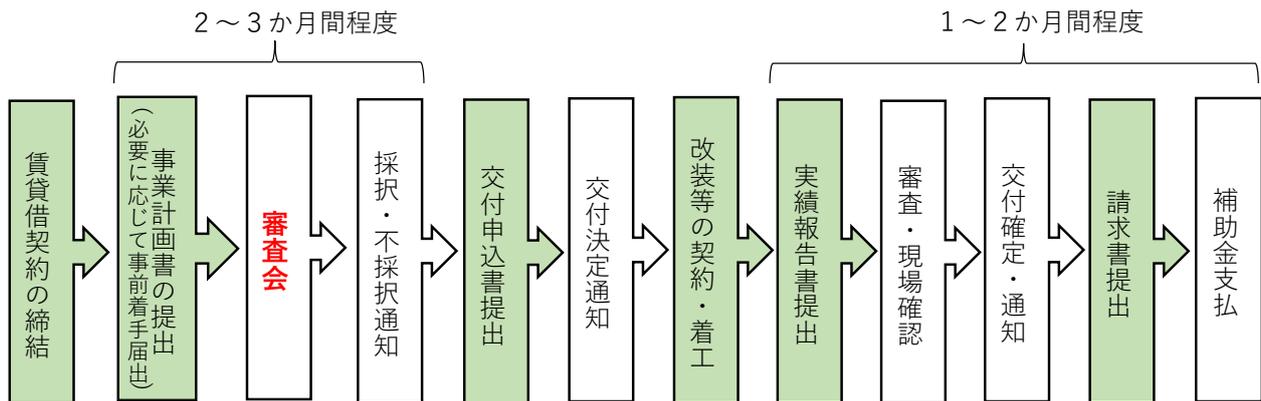
あらかじめ市長の承認を受けること。

- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (5) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (6) 補助事業が完了したときは、当該年度の2月末日までに、市長に対し所定の実績報告を行うこと。
- (7) 補助金額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
- (8) 補助金の支払の請求は、その額の確定後、別に指定する期限までに所定の請求書により行うこと。
- (9) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (10) 補助金を他の用途に使用しないこと。
- (11) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円以上のものは、取得し、又は効用の増加があったときから2年間、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (12) 市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (13) 取得財産等は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこととし、当該管理運営について市長が調査をするときは、これに協力すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要があると認め指示する事項を遵守すること。

7. 補助金等の返還

- (1) 補助の条件に違反した場合、承認の条件に違反した場合、補助事業者としての要件を満たさなくなった場合、建築基準法、消防法その他関係法令に違反したとき、虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合については、交付決定を取り消す場合がある。
この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領日から納付日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- (2) 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し交付すべき他の補助金等があるときは、他の補助金等の交付を一時停止することがある。

8. 補助金交付までのながれ



※採択・不採択の通知は、7月中旬頃を予定しています。

9. 応募書類等

申込書の各様式は、熊本市ホームページよりダウンロードしてください。

【提出書類】

- (1) 熊本市商店街出店支援事業費補助金事業計画書 (様式第1号)
- (2) 企業概要書 (様式第2号)
- (3) 経営計画書 (様式第3号)
- (4) 財務計画書 (様式第4号)
- (5) 誓約書及び同意書 (様式第5号)
- (6) 代表者・役員等名簿及び照会承諾書 (様式第6号)
- (7) 商店街団体の推薦書 (様式第7号)

※推薦書発行には時間が掛かる場合がありますので、出店する商店街団体に余裕をもって依頼してください。

- (8) 貸借契約書 (写)
(ただし、空き店舗の所有者本人等であって貸借契約を締結しない場合を除く。)
- (9) 補助金申込経費の内訳及び工期(納期)を明記した 2者以上の見積書 (写)
- (10) 空き店舗の現状の写真
- (11) 直近の確定申告書 (個人事業主) 又は 決算書 (法人) の写し
(ただし、創業間もない者又は創業予定者であって直近の事業収入が存在しない場合等を除く。)

※応募締切日以降の書類の差替、追加資料の提出は受け付けません。 応募期間中に提出された資料をもって審査いたします。

※提出書類は、提出前にコピーし、控えとして保管してください。

※審査の結果、採択となった場合は、熊本市商店街出店支援事業費補助金申込書 (様式第11号) の提出が必要となります。採択事業者には、別途ご案内いたします。

【提出方法】

郵送による申込又は窓口への持参にて提出ください。

郵送の場合は、到着確認のため募集期間内に必ず電話してください。

募集期間を過ぎてから到着した書類はお受け付けできませんので、ご注意ください。

